

「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」重要事項説明書（三者契約）

当施設は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 第3691000016号)

当施設はご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3～5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人.	2
2. ご利用施設.	2
3. 居室の概要.	2
4. 職員の配置状況.	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.	7
7. 残置物引取人.	9
8. 緊急時の対応等.	9
9. 事故発生時の対応について.	9
10. 苦情の受付について	9

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 勝寿会
- (2) 法人所在地 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地の1
- (3) 電話番号 0885-42-3700
- (4) 代表名氏名 理事長 庄野 光昭
- (5) 設立年月 平成3年3月1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・平成26年4月1日指定
- (2) 施設の目的 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 喜楽苑

- (4) 施設の所在地 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地の1

- (5) 電話番号 0885-42-3700

- (6) 施設長（管理者）氏名 岸 敏子

(7) 当施設の運営方針

1. 最新の介護知識と介護技術を活用し、提供するサービスは、社会公共性をベースに公正な立場から利用者の尊厳を守り、地域社会から厚い信頼を受けられるよう努める。
2. 人材の育成に力点を置き、積極的な姿勢で研修に参加し資質の向上に努める。
3. 健全かつ活力ある経営に努め、財政基盤の安定化を図る。
4. 施設の和はもとより地域社会活動にも積極的に参加し、地域社会の人々と正しい人間関係を樹立できるよう努める。

- (8) 開設年月日 平成26年4月1日

- (9) 入所定員 20人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室の種類をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	20室	トイレ 居室内
合 計	20室	
共同生活室	2室	
浴 室	2室	機械浴・個浴
医務室	1室	
寮母室	2室	

※上記は、厚生省が定める基準により、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	7名以上	7名
3. 生活相談員（兼）	1名以上	1名
4. 看護職員（兼）	3名以上	2名
5. 機能訓練指導員（兼）	1名以上	1名 他の職種に従事可
6. 介護支援専門員（兼）	1名以上	1名
7. 医師（兼）	0. 1名以上	必要数
8. 管理栄養士又は栄養士（兼）	1名以上	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1. 医 師（嘱託医）	毎週月・金曜日 13：30～15：30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～16：00 1名 日中： 9：30～18：30 2名 遅出：11：00～20：00 1名 夜間：17：30～10：00 1名

3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		
	早朝：	7：30～16：30	1名
	日中：	8：30～17：30	1名
	遅出：	10：00～19：00	1名

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。（料金については、別紙1料金表を参照）

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7～9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが利用者のご希望により居室等への配膳も行います。

（食事時間）

朝食： 8：00～ 9：00

昼食：12：00～13：00

夕食：18：00～19：00

上記時間は、基本的な時間であり利用者のご希望により変更することができます。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理・口腔機能維持・栄養管理

- ・医師や看護職員による健康管理や、歯科医師、歯科衛生士による口腔機能維持に関するケア、管理栄養士による栄養ケア計画に基づく栄養管理を実施します。

⑥ターミナル（看取り介護）

- ・入所時に看取り介護の説明を行い、家族や本人が希望される場合には、再度看取り介護の開始前に説明を行い同意の有無を確認し、医師の指示にて看取り介護を行うこともできます。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) その他介護給付サービス加算（契約書第3条参照）

	加算	加算要件
A	日常生活継続支援加算Ⅱ	①要介護4もしくは5の入所者の割合が70%以上②介護福祉士の配置数が一定数以上（入所者6名に対して1名以上） 上記要件を満たしている場合
B	看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置していること
C	看護体制加算Ⅱ	①看護職員を常勤換算方法で入所者25名又は端数を増すごとに1名以上配置②最低基準を1名以上上回って配置していること③看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により24時間の連絡体制を確保していること 上記要件を満たしている場合
D	夜勤職員配置加算Ⅳイ	夜勤基準に1を加えた人数の介護職員・看護職員を配置している場合
E	精神科医療養指導加算	認知症の入所者が全入所者数の3分の1以上を占める場合において精神科を担当する医師による定期的な療養が月に2回以上行われている場合
F	栄養マネジメント強化加算	栄養管理士を配置し、低栄養状態の利用者毎に他職種共同で作成した栄養ケア計画に従い継続的な栄養管理を行う場合
G	個別機能訓練加算Ⅰ	常勤で専従の機能訓練指導員を1名配置し、機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員・その他の職種のものが入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合
H	個別機能訓練加算Ⅱ	上記を算定している利用者の情報を公労所に提供し訓練の実施に当たって有効な実施のために必要な情報を活用した場合
I	口腔衛生管理加算Ⅱ	利用者の口腔ケア・マネジメントの計画が作成され、歯科衛生士が口腔衛生等の管理を行い、介護職員に技術的助言・指導・口腔に関する相談を行った場合
J	科学的介護推進体制加算Ⅱ	利用者の状況等に係る基本的な情報を活用し、必要に応じたサービス計画に基づき介護サービスを行った場合
K	褥瘡マネジメント加算	継続的に利用者ごとの褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理をした場合
L	安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
M	認知症専門ケア加算Ⅰ	利用者に専門的な認知症ケアを行った場合
N	排泄支援加算Ⅰ	利用者が排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、継続して支援を実施した場合
O	経口維持加算Ⅰ	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる利用者ごとに利用者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合
P	療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合

Q	外泊時費用	利用者が入院及び外泊の場合 6 日を限度として加算（ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません）
R	初期加算	利用者が新規に入所及び 1 ヶ月以上の入院後再び入所した場合 (30 日間)
P	療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合
S	生産性向上推進体制加算Ⅰ	Ⅱの要件を満たし取り組みによる成果の確認済み。見守り機器等複数導入。介護助手活用の取り組み。業務改善の取り組み効果データを1年以内に1回提供（オンライン）
T	生産性向上推進体制加算Ⅱ	見守り機器等1つ以上導入。介護助手活用の取り組み。業務改善の取り組み効果データを1年以内に1回提供（オンライン）
U	退所時栄養情報連携加算	医療機関へ退所する入所者等について栄養管理に関する情報を提供、1人につき1回
V	退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について同意を得て心身状況、生活歴の情報を提供、1人につき1回
W	協力医療機関連携加算	協力医療機関との連携等で病歴等の情報共有する会議開催 令和6年度100単位、令和7年度50単位
X	看取り介護加算	看取り介護を提供した場合（4 5 日を限度） （1）看取り以前 3 1 日から 4 5 日まで （2）看取り以前 4 日から 3 0 日まで （3）看取り以前 2 日から 3 日まで （4）看取り当日
Y	在宅復帰支援機能加算	利用者の居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の利用に関する調整を行った場合
Z	介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合

（３）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第４条）

以下のサービスのうち、有料の分については、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（１日当たり）のご負担となります。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額
個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（１日当たり）のご負担となります。

③理美容サービス

出張可能な理美容室のご紹介が可能です。

④貴重品の管理

ご契約者の希望により貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預けている預金

○お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

利用料金：無料

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき 10円

⑥第20条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

料金：各介護度に応じた、厚生省令が定める介護保険料の額

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

前記（1）、（2）、（3）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに対する

ア．本人金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：阿波銀行・徳島大正銀行・ゆうちょ銀行・J A東とくしま

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療・入院治療を受けることができます。（但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	国民健康保険 勝浦病院
所在地	徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑13番地2
診療科	内科・外科・整形外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ちよがまる歯科医院
所在地	徳島市大原町千代ヶ丸73-1

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のようないかなる理由もない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事

項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第14条参照）

（１）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④ ご契約者が3ヶ月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合 |
|---|

*** 契約者が病院等に入院された場合の対応について *（契約書第19条参照）**

当施設に入院中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。 但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
--

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。 但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用い

ただ場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第21条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第21条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者または残置物引取人にご負担いただきます

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 緊急時の対応等

事業者は、利用者の病状の急変など緊急の事態が発生した場合、医師やご家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

9. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡し、場合によっては事業所の協力病院等に救急治療、あるいは救急入院などの必要な措置を講じます。

市町村・利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

サービス提供中による賠償すべき事故の発生に備え、賠償補償共済制度等あらかじめ加入しております。

速やかに事故発生について原因を究明し再発防止策等必要な措置を講じ、また、利用者及び利用者家族に対しその内容について説明します。

10. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 〔氏名〕 伊藤 雅之

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

○電話番号 0885-42-3700

また、苦情受付ボックスを玄関前に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

	勝浦町役場 介護保険担当課	所在地 〒771-4305 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 電話番号 0885-42-1502 受付時間 9：00～17：00
	国民健康保険 団体連合会	所在地 〒771-0135 徳島市川内町平石字若松78-1 電話番号 088-665-7205 受付時間 9：00～17：00

1 1. 個人情報について（契約書第9条）

他の協力医療機関等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得た上で、契約者及び利用者等の個人情報をを用いることがあります。

個人情報等の使用に ☐ 同意します ・ ☐ 同意しません

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

特別養護老人ホーム 喜楽苑

説明者職名 生活相談員

氏名 伊 藤 雅 之 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者住所

氏名

利用者住所

氏名

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき 入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 5434.40㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

〔指定介護老人福祉施設〕平成12年3月17日指定 徳島県3671000010号
定員50名

〔短期入所生活介護〕平成12年3月17日指定 徳島県3671000010号
定員26名

〔通所介護〕平成12年3月17日指定 徳島県3671000010号
(デイサービスセンターオレンジ荘) 定員25名(うち日は20名)

〔通所介護〕平成24年1月1日指定 徳島県3671000085号
(デイサービスセンター清流苑) 定員35名(うち土は30名)

〔居宅介護支援事業〕平成24年6月1日指定 徳島県3671000085号

〔訪問介護〕平成24年6月1日指定 徳島県3671000085号

〔訪問入浴介護〕平成12年3月17日指定 徳島県3671000010号

(4) 施設の周辺環境*

田園地帯の静かな場所にあり、勝浦町立勝浦病院に隣接しています。

交通手段：徳島市（県庁）より車で30分。徳島バス勝浦線病院前下車、徒歩3分

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…利用者の生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主に利用者の健康管理や療養上の世話を行います、日常生活上の介護、
介助等も行います。
6名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。
1名の介護支援専門員を配置しています。

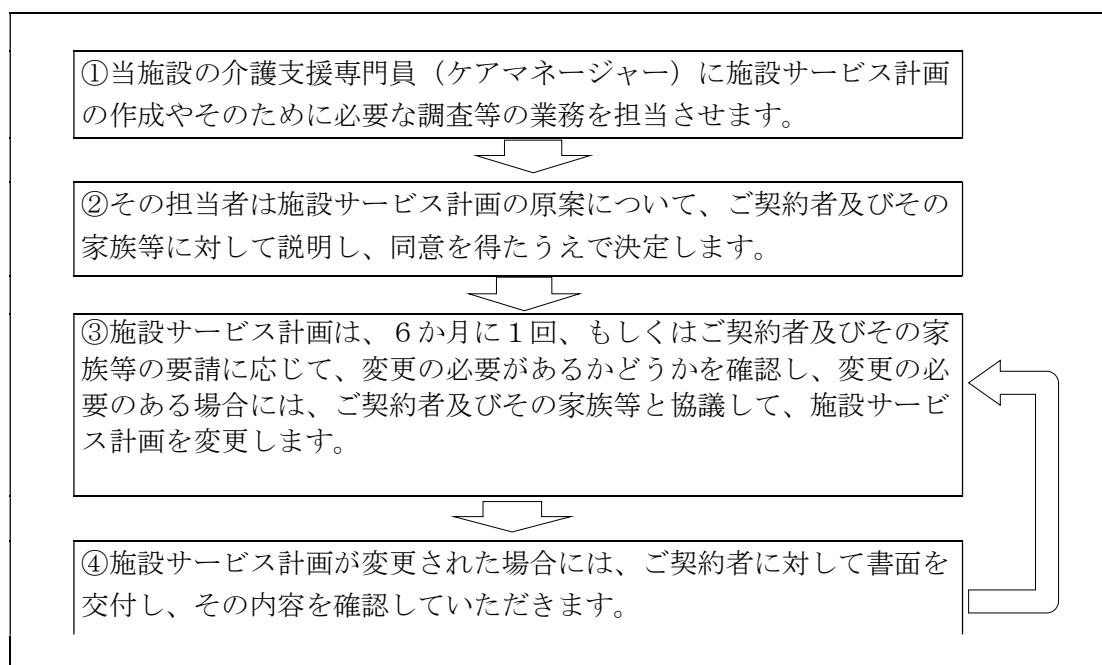
医師…利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
2名の嘱託医を配置しています。

栄養士…利用者に対して栄養ケア計画に基づき栄養管理を行います。
1名の栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス終了後5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ複写物を交付します
- ⑤ご契約に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
このことは、従事者が退職した後も適用されるものとします。
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限*

サービス提供に支障を来す物品の持ち込みはできません。

(2) 面会

面会時間 7：00～21：00

※上記時間以外はインターフォンにて随時対応いたします。

(3) 外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・整備の使用上の注意（契約書第10条、）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

別表1 料金表

1. 介護給付サービスによる料金（重要事項説明書5－（1））

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

別紙料金表参照

※ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を掲載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。